

粕屋町 幼稚園・認定こども園利用案内

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合は、粕屋町から教育認定（1号認定）を受ける必要があります。また、令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性の認定（2号認定）を受けた場合は、預かり保育料も無償化の対象となります。

1. 幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用できる方

満3歳児以上就学前のお子さんが利用できます。

令和3年度クラス	生年月日
満3歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日 （令和3年度中に満3歳となり幼稚園・認定こども園（教育）を利用する場合）
3歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日
4歳児	平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日
5歳児	平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日

※各幼稚園で受入れ年齢は異なりますので、利用を希望する場合は、あらかじめ園にご確認ください。

2. 申請方法

利用を希望する方は、希望の園の内定を得たのち、園から以下の書類を受け取り、必要事項を記入して、利用が内定した幼稚園・認定こども園または粕屋町子ども未来課へ提出してください。（提出先は園でご確認ください。）幼稚園へ提出される場合は、園の指定した日までに提出してください。

3. 申請にあたり必要な書類

（1）教育認定（1号認定）

新制度移行幼稚園をご利用の方

- ①教育・保育給付認定（1号）申請書【幼稚園教育部分】
施設等利用給付認定（2・3号）申請書【預かり保育部分】
- ②マイナンバー申告書



私学助成園をご利用の方

- ①施設等利用給付認定（1号）申請書【幼稚園教育部分】
施設等利用給付認定（2・3号）申請書【預かり保育部分】

※マイナンバーを用いた、他市町村の課税状況照会は令和3年6月以降を予定しています。

（2）保育認定（2号認定）

- ・上記申請書類に、保育の必要性を証明する書類を添付してください。

※預かり保育を利用する場合の無償化の対象となるためには、認可保育所入所要件同等の保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の要件は次のとおりです。

保護者の状況（保育の必要性の事由）	利用できる期間
保護者が家庭外・家庭内を問わず月64時間以上就労しているとき（1日4時間以上で月16日程度）	最長で就学前まで
母親の出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前2ヶ月の月初めから産後翌々月末まで（多胎児の場合産前4ヶ月の月初めから利用可）
保護者の疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
同居の親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき	最長で就学前まで （同居の親族が介護・看護を必要としなくなるまで）
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき（通信教育等は含まない）	通学期間中
仕事を探している（求職中の）とき	利用希望日より当該年度末まで （利用開始後は2ヶ月以内に就労することが条件）
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	必要な期間

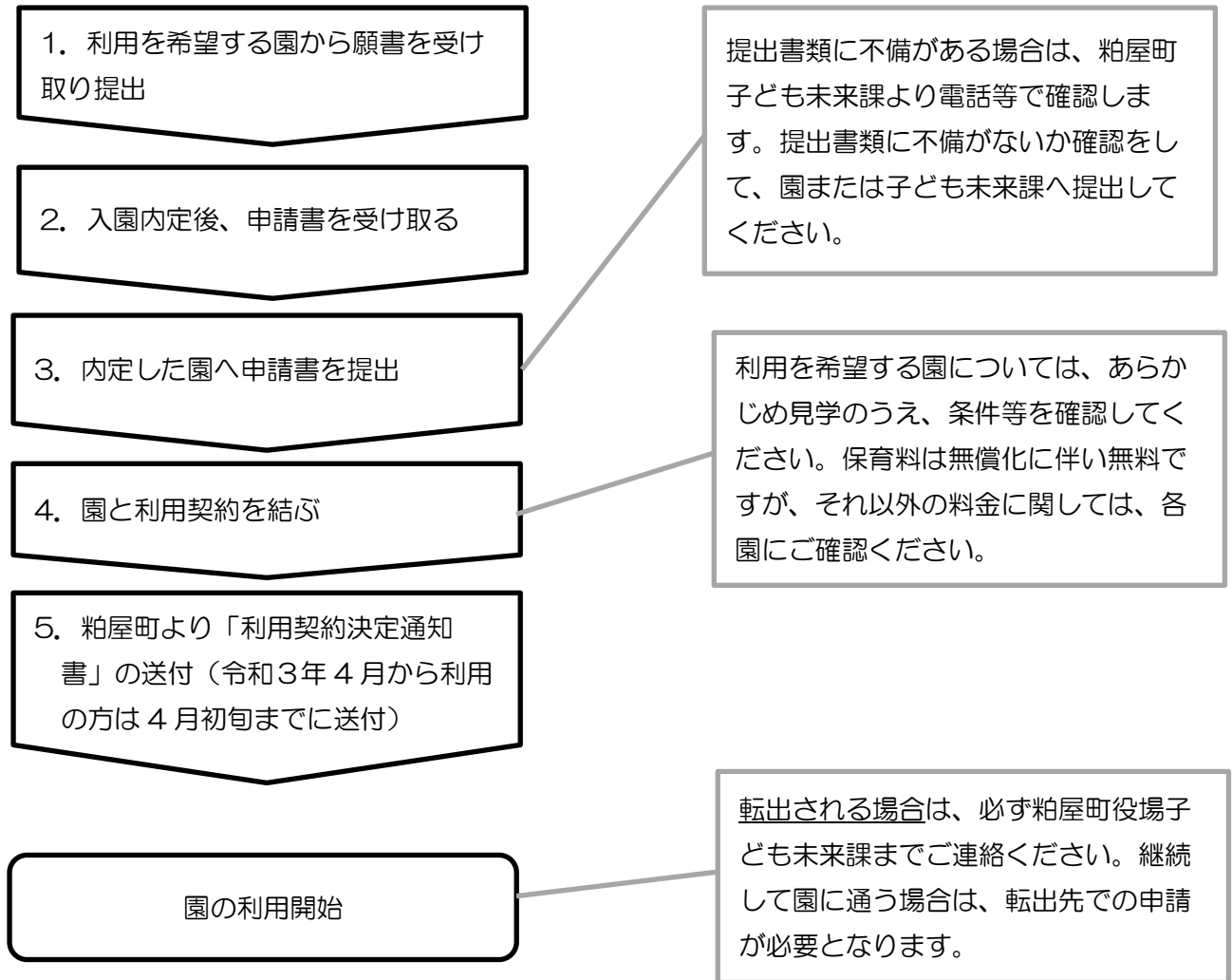
・保育を必要とすることを証明する書類（※同居の18歳以上65歳未満のすべての方の証明が必要です。）

保護者等の状況	必要書類
雇用されている方 雇用が内定している方 復職予定の方	「就労（予定）証明書」「復職（予定）証明書」 ※雇用主による証明。就労先が複数ある場合はそれぞれ必要です。 1ヶ月の就労時間を確認するため、変則勤務（シフト勤務）がある方は、別途シフト表等の提出をお願いします。証明内容に不明な点がある場合、会社に確認させていただきますのでご了承ください。 雇用内定の方は、採用予定日と1ヶ月の就労予定時間等の証明が必要です。
自営業の方・内職の方	「営業（就労）申立書」 ※1ヶ月の就労日数・時間・タイムスケジュールを記入してください。
疾病・負傷・障がいの方	「診断書」※家庭で保育が困難状況、疾病名、治療期間が記載されたもの。 「育児ができない旨の申立書」
同居の親族の看護・介護をされている方	「診断書」または「要介護の状態がわかるもの」、 「育児ができない旨の申立書」
産前・産後の利用希望	「母子手帳の写し」または「出産（予定）証明書」 「育児ができない旨の申立書」
学校に通っている方	「在学証明書」または「学生証の写し」、「時間割等がわかる資料」
求職活動の方	「求職中に関する誓約書」 ※施設利用開始後2ヶ月以内に「就労（予定）証明書」を、就労までは「就職活動状況報告書」を提出していただきます。
災害復旧にあたっている方	「罹災証明書」及び「育児ができない旨の申立書」

※いずれの証明においても、内容が虚偽であった場合には無効となります。



4. 利用手続きの流れ



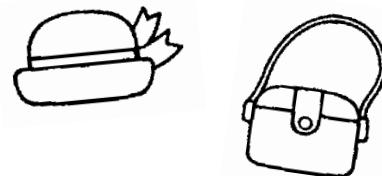
参考：
保護者の就労等で保育を必要とする場合でも、幼稚園、認定こども園（教育部分）に通いながら預かり保育等を利用し、保育認定を受けることができます。（2・3号認定）幼児教育・保育の無償化に伴い、その場合の預かり保育料も無償化の対象となります。詳細は「6. 幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。

5. 個人番号の記入と番号確認について

平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度に伴い、新制度における幼稚園・認定こども園利用のための認定に係る手続きの際も、個人番号（マイナンバー）が必要となります。お手続きおかけしますが、制度にご理解のうえ、マイナンバー申告書の提出にご協力をお願いします。

6. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性の観点から、3歳～5歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化が開始されました。



(1) 対象者・対象範囲

① 幼稚園、認定こども園（教育利用）の場合

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化

※満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）から無償化の対象。

② 預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、利用実績に応じて月額11,300円かつ日額450円までの範囲で無償化

※満3歳児の場合は月額16,300円までの範囲で無償化（ただし市町村民税非課税世帯のみ）

※保育の必要性の認定には、就労等の要件が必要です。

※各園で実施状況が異なります。詳細は園におたずねください。

(2) 利用料以外の支払い

無償化の対象は利用料のみです。利用料以外の制服代、行事代、給食費等については、実費負担です。各園で徴収方法等をご確認ください。

(3) 副食費（おかず代）の免除

副食費（副食材料費）は無償化の対象外ですが、下記に該当する方は園にお支払いする副食費が免除となります。

① 生活保護世帯、里親世帯の方

② 市町村民税非課税世帯の方

③ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の方

④ 小学校第3学年終了前の子どもが同一世帯に3人以上いる場合において、年齢がそのうちの最年長子どもから順番に3人目以降である子ども（第3子としてカウントされる場合）のいる世帯の方



※免除対象者の方には、免除の決定通知が届きます。また、対象となることを園にお知らせしますのであらかじめご了承ください。

お問合せ先
粕屋町役場 住民福祉部 子ども未来課
電話 092-938-0214（直通）

記入例

粕屋町

施設

(宛先) 粕屋町

【1号認定（幼稚園教育部分）】利用の方は、全員記入欄に必要事項を記入してください。【2・3号認定（預かり保育部分）】を利用し、無償化の給付を受ける方は、2・3号認定記入欄に必要事項を記入してください。

記入後は内定している幼稚園・認定こども園または子ども未来課へ関係書類を添えて提出してください。提出先は各園にご確認ください。

- 【申請にあたり】
- 子ども・子況の確認
 - 申請書等に供すること
 - 子ども・子況の確認
 - 新年度4月1日
 - 申請内容が事実と相違した場合は、施設型給付認定、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

市町村民税課税状
施設・事業者に提
提供者に支給され
る項の規定に基づ

【保護者情報】

申込日	西暦 2021年 2月 1日	利用開始日	西暦 2021年 4月 1日
ふりがな	かすや たろう	生年月日	西暦 1987年 5月 1日
保護者氏名	粕屋 太郎	児童との続柄	父
保護者住所	〒 粕屋町 駕与丁1丁目1番1号		家庭の状況 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅障がい者のいる世帯
日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		粕屋町外居住の場合の現住所	
① 090-0000-0000		粕屋町外居住の場合の現住所	
② 090-0000-0000		粕屋町外居住の場合の現住所	
父携帯・母携帯・父勤務先・自宅・その他（ ）		母携帯・父勤務先	
粕屋町に転入予定の方は記入してください。		粕屋町転入予定日	
		年 月 日	

【利用児童情報】

利用児童	ふりがな	かすや はなこ	年齢	3歳	利用施設名	粕屋幼稚園
	氏名	粕屋 花子	西暦	2017年 5月 1日		

○世帯構成（利用児童を含めて同居者を全員記入して下さい。）

（生計の中心者）の番号に○を付けて下さい	ふりがな氏名	続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
○1	かすや たろう 粕屋 太郎	父	西暦 1987年 5月 1日	会社員	<input type="checkbox"/> 有
2	かすや まちこ 粕屋 町子	母	西暦 1987年 6月 1日	会社員	<input type="checkbox"/> 有
3	かすや はなこ 粕屋 花子	子	西暦 2017年 5月 1日	粕屋幼稚園	<input type="checkbox"/> 有
4	かすや まちろう 粕屋 町郎	子	西暦		
5	かすや かめお 粕屋 亀雄	祖父	西暦		
6	かすや つるこ 粕屋 鶴子	祖母	西暦		
7			西暦		<input type="checkbox"/> 有

教育部分のみのご利用の場合は1号認定にチェック☑をしてください。保育の必要性の認定を受けて、預かり保育を利用し無償化の給付を受ける場合は2・3号認定にチェック☑をしてください。満3歳児で入園し、保育認定を受ける場合は3号認定になります。

認定種別

預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受けない(1号)

預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受ける(2・3号)

⇒預かり保育を利用し、無償化の対象となる施設等利用費の給付を受ける場合は、保育の必要性の認定が必要です。（裏面保育要件を参照）

市町村民税非課税に該当

預かり保育を利用する2・3号認定申請者のみ記入

※預かり保育を利用しない場合または預かり保育を利用するが施設等利用費の給付を受けない場合は、該当する□にレ点を付けて下さい。

保育を必要とする理由	(子から見た続柄) <input checked="" type="checkbox"/> 母・その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 看護
	(子から見た続柄) 父 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 看護 <input type="checkbox"/> 災害 復旧 <input type="checkbox"/> 求職 活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()

3号認定（満3歳児で保育認定を受ける場合）を受ける場合は、市町村民税非課税証明書を添付してください。

上記「認定種別」が第2・3号に該当し、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみ記入。

認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2	(母親) □ 現住所と同じ	(父親) □ 現住所と同じ
-----------------------------	---------------	---------------

※2 当年1月1日現在の住所が異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。

<必ず裏面も記入して下さい>

対象	保育認定区分	判定
<input type="checkbox"/> 父	①就労 ②出産 ③疾病 ④介護 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧社会 ⑨育児休業 ⑩その他	
<input type="checkbox"/> 母	①就労 ②出産 ③疾病 ④介護 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧社会 ⑨育児休業 ⑩その他	

全員記入してください

2・3号認定

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

ふりがな 施設名	かすやようちえん 粕屋幼稚園	所在地	〒 811 - 2392 住 092 (〇〇〇) 〇〇〇〇 粕屋町駕与丁1丁目1番1号
		利用開始予定日	2021 年 4 月 1 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

ふりがな 施設名	かすやほい かすや保	幼稚園利用者で認可外保育施設等の利用が無償化給付の対象となるのは、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合に限りです。 ※①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合。	利用開始予定日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

○保育要件(保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。)

区分	母親の状況	父親の状況
就 労	就労種別 <input checked="" type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	就労種別 <input checked="" type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()
	通勤手段・時間 通勤手段 徒歩・ <u>自転車</u> ・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通勤手段・時間 通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・ <u>電車</u> ・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
	通勤時間 約 20 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤時間 約 50 分 (往復時間を記入して下さい。)
	前年1月1日以降の転職 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 就労先名: ()	前年1月1日以降の転職 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ 就労先名: 粕屋会社
妊娠・出産(申請時点) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒	該当する保育要件について記入してください。	
疾病・障害等 (疾病・障	(手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名 (申請子どもとの続柄:)	被介護者名 (申請子どもとの続柄:)
	傷病・障害名 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 通院(月・週 回)	傷病・障害名 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 通院(月・週 回)
災 害 復 旧	災害の状況:	災害の状況:
	活動の内容:	活動の内容:
求 職 活 動 等	活動の内容:	活動の内容:
	通学手段・時間 通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通学手段・時間 通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
	通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	就学目的 <input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ()	就学目的 <input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ()
期 間	年 月 日まで	年 月 日まで
卒 業 後 の 予 定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月
そ 他	保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容

添付書類 (同居する65歳未満の方の保育要件を証明する書類の添付が必要です)

1 居宅外で就労されている方(予定を含む) 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労(予定)証明書 営業(就労)申立書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
2 出産前後の方(産前2ヶ月の月初めから産後翌々月末まで)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ) 育児ができない旨の申立書
3 保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
4 保護者が病気の方	育児ができない旨の申立書、診断書
5 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書 育児ができない旨の申立書
6 保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
7 保護者が求職中の方(利用開始後2ヶ月以内の就労が条件)	求職中に関する誓約書

2・3号認定申請者は記入してください